

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
生駒市	旧北倭村地区(大北集落)	令和3年3月30日	令和3年3月30日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.7ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が1.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。          イノシシによる被害が増えてきており、獣害対策が必要。          水路の老朽化や、農地への道がないなど、ハード面での不便が生じてきている。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地利用は、既存の認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体に集積させるとともに、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就	A	イチゴ、野菜	0.81 ha	イチゴ、野菜	1.81 ha	大北・傍示・庄田集落
	B	ネギ、野菜	0.51 ha	ネギ、野菜	2.51 ha	大北・庄田集落
	C	花き、野菜	0.41 ha	花き、野菜	1.11 ha	大北・庄田・上町集落他
認農	D	イチゴ	- ha	イチゴ	2.00 ha	大北・南田原・北田原集落他
計	4人		1.73 ha		7.43 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、66筆、37,627㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地の貸付に機構を活用する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水施設や農地への道路の改修等に、生駒市土地改良助成金を活用する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 集落での柵の設置によりイノシシ被害防止に努めるとともに、檻の設置など捕獲体制を構築する。 また、獣害対策の勉強会を開催する等により、集落での被害防止対策に取り組む。</p>